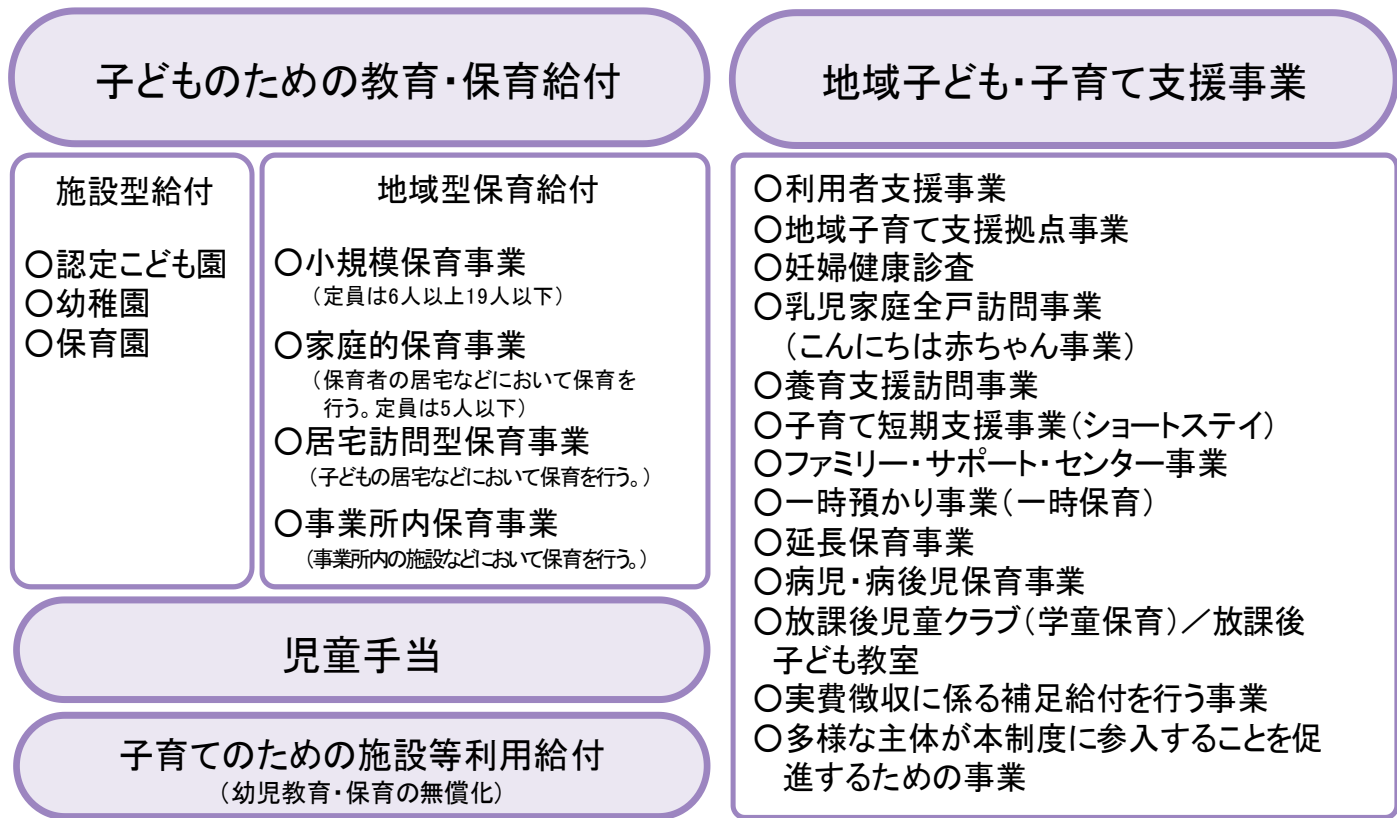


子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を必要とする保護者から申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付します。

給付については、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である施設型給付、市町村が認可する小規模保育事業などへの給付である地域型保育給付により、地域の子育て支援事業の充実を図ります。

■子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業等の全体像



■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上	3歳未満
		保育の必要性なし （幼児期の学校教育のみ）	保育の必要性あり	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	●	●	●
	幼稚園	●		
	保育園		●	●
	地域型保育事業			●

（２）量の見込みの算出及び教育・保育の提供区域の設定

本計画では、平成30年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、国の基本指針に沿って5年の計画期間（令和2年度から令和6年度）における、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を設定し、これを踏まえた上で、事業の需要量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての確保の内容を定めています。

また、国の基本指針では、上記の量の見込みと確保の内容を設定する単位として、各自治体において教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）を定めることとなっています。提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

市では、児童人口の推計や市の教育・保育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件などを総合的に勘案した結果、第1期計画に引き続き、提供区域を大きくする方が、利用者のサービス利用の際の選択肢が拡大するなどメリットが大きいと考えられることから、市全域を1つの提供区域として設定することとします。

（３）教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

教育・保育事業を一体的に提供することは、単に認定こども園の推進にとどまらず、子どもが健やかに成長できるよう子どもの視点で検討する必要があります。

市では、これまでも幼稚園、保育園の相互連携を図ってきたほか、小1プロブレム[1]を解消するため幼児教育振興懇談会で幼稚園、保育園と小学校の職員が一堂に会する機会を設けるなど三者の連携を図ってきました。今後も、このような連携を重視し、子どもの育ちを支援します。

また、認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設ですが、利用者のニーズ、施設・設備などの状況、設置者の意向を踏まえて、検討する必要があります。

2 教育・保育事業

(1) 1号認定:満3歳以上で教育を希望(認定こども園・幼稚園)<保育課>

■事業の概要

教育を希望する満3歳から小学校就学前までの子ども（1号認定）を幼稚園・認定こども園で預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。

■現状と課題

1号認定を受けた子どもへの教育は、市内6か所の幼稚園と2か所の認定こども園（幼稚園型）で実施していますが、在園児数は減少傾向にあります。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

満3歳以上		平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み		1,201	1,105	954	-151
(確② 保提 方供 策量)	幼稚園		1,575	1,575	0
	認定こども園 (幼稚園部		197	197	0
	市外施設		30	19	-11
	計		1,802	1,791	-11
過不足②ー①			697	837	140

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みに対して、幼稚園・認定こども園については、提供量が上回っていることから、現在の幼稚園・認定こども園の運営を維持していきます。

(2) 2号認定:3歳以上で保育を希望(認定こども園・保育園)<保育課>

■事業の概要

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育を必要とする3歳以上の子ども（2号認定）を預かり、保育します。

■現状と課題

2号認定を受けた子どもへの保育は、市内19か所（公立保育園5か所、民間保育園10か所、認定こども園2か所、企業主導型保育事業所2か所）で実施しています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位:人)

3歳以上		平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み		874	841	949	108
(確② 保提 方供 策量)	保育園		836	846	10
	認定こども園 (保育園部分)		48	48	0
	企業主導型保育 事業		12	12	0
	市外施設		33	42	9
	計		929	948	19
過不足②-①			88	-1	-89

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みに対して、おおむね現在の施設で充足できると見込まれるため、現在の保育園・認定こども園の運営を維持していきます。

(3) 3号認定:3歳未満で保育を希望(認定こども園・保育園・地域型保育事業) <保育課>

■事業の概要

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育を必要とする3歳未満の子ども（3号認定）を預かり、保育します。

■現状と課題

3号認定を受けた子どもへの保育は、市内24か所（公立保育園5か所、民間保育園10か所、小規模保育事業所7か所、企業主導型保育事業所2か所）で実施しています。1，2歳児のニーズ量に対し、提供量が不足していることが課題となります。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

0歳		平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み		97	98	109	11
(確②保提方供策量)	認可保育園		89	90	1
	地域型保育事業		33	33	0
	企業主導型保育事業		6	6	0
	市外施設		3	10	7
	計		131	139	8
過不足②-①			33	30	-3
1，2歳		平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み		595	543	654	111
(確②保提方供策量)	認可保育園		395	404	9
	地域型保育事業		120	102	-18
	企業主導型保育事業		12	12	0
	市外施設		21	21	0
	計		548	539	-9
過不足②-①			5	-115	-88

■提供量の確保方策

3歳未満の子どもを預かる地域型保育事業（小規模保育事業所等）の充実を中心に進め、1，2歳児の提供量を増やすことで、ニーズ量に対応していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業<こども支援課>

■事業の概要

保育園、幼稚園、放課後児童クラブなどで実施されている地域子ども・子育て支援事業の中から、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう、情報集約や提供などによる円滑な利用者支援を行います。
また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

■現状と課題

利用者支援事業を専門に行う子育てコンシェルジュを2人配置し、個人のニーズ、要望に応じて、多様化する教育・保育事業などの情報提供及び相談・助言を行っています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	2	2	2	0
②提供量(確保方策)		2	2	0
過不足②-①		0	0	0

■提供量の確保方策

令和2年度から令和6年度までは、子育てコンシェルジュ2人の配置を維持します。

(2) 地域子育て支援拠点事業<こども支援課>

■事業の概要

子育て支援センター等において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。

■現状と課題

市内には子育て支援センターソーレ・マーレを含め5か所の地域子育て支援拠点[2]があり、合計で年間延べ6万人を超える利用者がいます。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：月間の延べ利用者数)

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	6,289	6,051	4,471	-1,580
②提供量(確保方策)		6,051	4,471	-1,580
過不足②-①		0	0	0

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みに対しては、市内5か所において対応が可能ですが、大岡市民活動センターでの子育てひろばや公立放課後児童クラブによる子育て支援活動の実施により、地域の子育て支援拠点の一層の充実を図ります。

(3) 妊婦健康診査<健康推進課(保健センター)>

■事業の概要

妊婦と胎児の健康状態や発育状態をみるため、定期的な健診を実施します。また、健診に対しては、公費による補助制度を実施しています。
その他、妊婦に対して、健康推進課（保健センター）で母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付します。

■現状と課題

妊婦は、より健康に配慮しなければなりません、妊娠に気付きながら健診を受けない妊婦がいることが課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	647	552	545	-7
②提供量（確保方策）		552	545	-7
過不足②-①		0	0	0

■提供量の確保方策

産科医療機関（埼玉県内のほとんどの医療機関）で受診することができることから、必要な提供量を確保することは問題ありません。全ての方が必要な受診をするよう、周知を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)＜健康推進課(保健センター)＞

■事業の概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児の養育に関することなどの相談に応じ、子育て支援に関するサービスの情報提供などを行います。

■現状と課題

助産師を中心に訪問し、細やかな育児指導、相談を行っています。里帰り中の母子については、産婦の希望により里帰り先の市町村に訪問を依頼しています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	581	508	515	7
②提供量(確保方策)		508	515	7
過不足②-①		0	0	0

■提供量の確保方策

訪問する保健師、助産師の体制は、問題ありません。訪問を受け付けない世帯もあることから勧奨と周知を図り、訪問率の向上を図るとともに、その結果、支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援が受けられる体制づくりを検討します。

(5) 養育支援訪問事業＜こども支援課・健康推進課(保健センター)＞

■事業の概要

乳児家庭全戸訪問事業で把握した子育てについて不安や孤立感などを抱えている家庭や虐待のおそれのある家庭など、支援が必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

■現状と課題

現在、市では実施していません。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	0	20	48	28
②提供量(確保方策)		20	96	76
過不足②-①		0	48	△ 48

■提供量の確保方策

支援員の確保など実施体制を構築し、令和4年度からの実施を目標に準備を進めます。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)＜こども支援課＞

■事業の概要

保護者が疾病や看護・冠婚葬祭などの理由により一時的に児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

■現状と課題

現在、市では制度化はしていませんが、該当事業については、川越児童相談所と連携を図り必要な対応をしています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：年間の延べ利用者数)

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	6	6	5	-1
②提供量(確保方策)		6	5	-1
過不足②-①		0	0	6

■提供量の確保方策

実施に当たっての児童養護施設等が市及び近隣にないため、現在の運用を継続しつつ、今後のニーズなどを勘案しながら、令和4年度からの事業実施の方向性を検討します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業<こども支援課>

■事業の概要

児童の送迎支援や預かりなど育児援助を受けたい親（利用会員）と、育児援助を行うことを希望する方（協力会員）との、「困ったときはお互い様」の気持ちによる相互援助活動の連絡・調整を行います。

■現状と課題

平成13年の事業開始以来、会員相互の協力体制のもと年間2,000件を超える活動を行ってきました。サービスを提供する協力会員の一定数は確保していますが、協力会員の高齢化や車での送迎ニーズに対応できない場合があることが課題となっています。

また、ニーズ調査によると子育て世帯がファミリー・サポート・センター事業を知っているのは、67.8%にとどまっていることから、広く周知することが必要です。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：年間の延べ利用者数)

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	2,261	2,300	926	-1,374
②提供量（確保方策）		2,300	926	-1,374
過不足②－①		0	0	0

■提供量の確保方策

量の見込みに対応したサービスの提供を図ることは、現在の協力会員又は両方会員（利用会員と協力会員の両方への登録者）で可能です。引き続き、様々なニーズに対応するため、協力会員の募集や講習会の内容を充実させるとともに、保育園、子育て支援センターなどで事業についての周知を図ります。

(8) 一時預かり事業(一時保育)<保育課>

■事業の概要

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、保育園等において一時的に預かります。また、幼稚園、認定こども園の幼稚園部分では、在園児に対して保育時間を延長する「預かり保育」を実施しています。

■現状と課題

市では、公立保育園2か所、民間保育園3か所、小規模保育事業所2か所、認定こども園1か所の計8か所で一時保育を実施しています。また、幼稚園6か所、認定こども園2か所の全てで預かり保育を実施しています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

<幼稚園（預かり保育）>

(単位：年間の延べ利用者数)

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	23,259	22,318	34,019	11,701
②提供量（確保方策）		22,318	34,019	11,701
過不足②-①		0	0	0

<保育園等（一時保育）>

(単位：年間の延べ利用者数)

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	6,132	8,369	3,144	-5,225
②提供量（確保方策）		14,400	14,759	359
過不足②-①		6,031	11,615	5,584

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みには既存施設で十分対応できることから、各施設での事業の実施を継続するほか、利用者の様々なニーズに対応し、柔軟な受入れに取り組みます。

(9) 延長保育事業<保育課>

■事業の概要

就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、各保育施設での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

■現状と課題

市内の各保育施設のうち、保育標準時間（11時間）を超える開所時間を設定している施設は20か所あります。朝は、午前7時からが最も早く、夜は、午後8時までが最も遅い時間帯となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	415	500	344	-156
②提供量（確保方策）		1,267	1,396	129
過不足②-①		767	1,052	285

■提供量の確保方策

延長保育利用希望者に対しては、現在の施設数でまかなうことが可能となっています。各保育施設における保護者の延長保育のニーズに対応し、柔軟に受け入れます。

(10) 病児・病後児保育事業<保育課>

■事業の概要

児童が発熱などの急な病気となった場合、病院などに付設された専用スペースにおいて看護師や保育士が一時的に保育します。

■現状と課題

病児保育事業については、ほしこどもおとなクリニック内の病児保育室ピッピにて事業を行っており、事業及び施設の更なる周知が必要です。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：年間の延べ利用者数)

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	267	372	277	-95
②提供量(確保方策)		960	960	0
過不足②-①		588	683	95

■提供量の確保方策

病児保育室ピッピの定員は1日当たり4人であるため、ニーズ量の見込みには十分対応できることから、引き続き、事業の周知を行います。

また、夜間等の緊急時の対応のため、緊急サポートセンター事業による対応を継続します。

(11) 放課後児童クラブ(学童保育)／放課後子ども教室<保育課・こども支援課>

■事業の概要

放課後児童クラブは、親が共働きである世帯などの児童を対象に、専用の施設で、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

放課後子ども教室は、地域住民等の協力を得ながら、学校の余裕教室等を活用し、放課後等に全ての児童を対象として学習、体験、交流活動などを行います。

なお、本項目は、「新・放課後子ども総合プラン」[3]に基づく市町村行動計画の内容を含みます。

■現状と課題

放課後児童クラブは、市内に17か所（21支援の単位）あり、小学1年生から6年生までの児童が対象となっています。（公立7か所、民間10か所）

放課後子ども教室は、市内の10校の小学校において実施し、学習や様々な体験活動を行っています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

放課後児童クラブ	平成30年度 （実績）	令和6年度 （計画）	令和6年度 （実績）	差異 （実績-計画）
①ニーズ量の見込み	908	958	1,109	151
②提供量（確保方策）		970	1,198	228
過不足②－①		12	89	77

（単位：校）

放課後子ども教室	平成30年度 （実績）	令和6年度 （計画）	令和6年度 （実績）	差異 （実績-計画）
整備計画数	10	11	11	0
うち一体型 目標整備量	0	2	2	0

■提供量の確保方策

〔放課後児童クラブ〕

放課後児童クラブについては、令和元年度までの施設整備により、量の見込みに対する提供体制は確保される予定です。

現在、市内の各放課後児童クラブは、国の基準（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）を超えた開所時間による運営をしているほか、支援員の人数についても国の基準を超えて配置していることから、今後も保育の質に留意し、現在の水準を維持していきます。

また、放課後児童クラブは単に子どもを預かるだけではなく、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っています。こうした役割をさらに向上させるため、各放課後児童クラブの支援員について、定期的に埼玉県や市が主催する研修への積極的な参加促進や各放課後児童クラブの支援員同士の意見交換の場を提供するほか、保護者を交えた懇談会の実施により、利用者等に対しての周知も推進していきます。

[放課後子ども教室]

放課後子ども教室については、令和4年度に高坂小学校で新たに教室を開設し、市内小学校の全11校での実施を目標とし、以下の取組を推進します。

放課後子ども教室の運営に当たっては、毎月の各校教室運営者によるコーディネーター会議や、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、コーディネーター等による放課後子ども教室推進事業連絡会議を開催し、効果的な事業の実施に関する検討の場とします。

上記会議や学校関係者との連絡会議等を通じて、各学校の余裕教室や特別教室等の放課後子ども教室の活用を検討するとともに、一体型の実施について、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の児童と一緒に参加できるプログラムによる交流を図り、かつ、スタッフが情報共有を図ることで連携を深めていきます。なお、一体型の実施については、市内では小学校内に放課後児童クラブが2か所（野本小学校・桜山小学校）あるため、当面の間、その2校において取り組みます。

[共通]

放課後児童クラブの利用者及び放課後子ども教室の参加希望者の中には、障害のある児童、虐待やいじめが疑われる児童、日本語能力が十分でない児童など特別な配慮を必要とする児童もいることが想定されます。これらの児童の受入れについては、配慮すべき内容を関係者間で共有するとともに支援員やスタッフを加配するなどして、当該児童が安心して過ごせる運営を目指します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業<保育課>

■事業の概要

私立幼稚園に通う子どもの保護者の世帯収入の状況等を勘案し、保護者が支払うべき実費徴収のうち、給食（副食材料費分に限る。）の提供や日用品・文房具等に要する費用を助成する事業です。

■現状と課題

令和元年度現在、私立幼稚園に通う子どもに係る副食材料費分の補助のみ実施しており、日用品・文房具等に要する費用の補助は実施していません。
副食材料費分の補助については、国が示す基準である年収360万円未満相当の世帯又は第3子以降を対象とし、令和元年度の補助対象者は181人となる見込みです。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和6年度 (実績)	差異 (実績-計画)
①ニーズ量の見込み	0	165	220	55
②提供量		165	220	55
過不足②－①		0	0	0

■提供量の確保方策

各年度の対象者に対し、継続して補助を実施することで、低所得で生計が困難な世帯などの子どもが、円滑に教育を受けられるよう支援していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業の概要

主に地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援する事業です。

■現状と課題

市では、令和2年度以降、多様な新規事業者による教育・保育施設の整備は予定していないため、本事業を実施しません。